

## 掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「出産育児一時金請求書」を「出産育児一時金支給申請書」に改め、同条第2項第1号中「42万円」を「50万円」に、同項第2号中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定による請求に関し必要な事項は、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱（平成23年1月31日付け保発0131第2号厚生労働省保険局長通知）別添1第2に定めるところによる。

第2条第5項を削り、同条第6項中「出産育児一時金請求書」を「出産育児一時金支給申請書」に改め、「又は第5項の書面の写し」を削り、同項を同条第5項とする。

第3条第1項中「葬祭費請求書（様式第2号）を」を「葬祭費支給申請書（様式第2号）に、葬祭を行った事実を確認できる書類（次に掲げる事項が記載されたものに限る。）を添えて、」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 死亡した被保険者の氏名
- (2) 葬祭を行った者の氏名
- (3) 葬祭を行った日

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第3項に見出しとして「（一部負担金の減免等の特例）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（改正条例附則第2項の市長が別に定める日）

4 掛川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年掛川市条例第19号）附則第2項の市長が別に定める日は、令和5年5月7日とする。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

出産育児一時金支給申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所  
申請者（世帯主）氏 名  
電話番号

次のとおり、出産育児一時金の支給を申請します。

被保険者証の記号番号		世 帯 主 氏 名	
出産被保険者氏名		世帯主との続柄	
出 産 年 月 日	年 月 日	死産であるときはその旨	

		<input type="checkbox"/> 有（個人番号の欄を御記入ください。振込先欄記入不要） <input type="checkbox"/> 無（振込先の欄を御記入ください。個人番号欄記入不要）	
個人番号（公金受取口座を登録している者に限る。）			
振込先	銀行 信用金庫 協同組合	本店 支店 出張所	種 目
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	┆┆┆	┆┆┆	┆┆┆┆┆┆┆┆┆┆
	口座名義人 （カタカナで記入）		

（注）以下は、申請者（世帯主）と異なる者の金融機関の口座に振込みを希望する場合のみ、記名押印してください。

委任者は、次の者を代理受領者として定め、出産育児一時金の受領を委任します。

住 所  
代理受領者 氏 名  
電話番号  
委任者（世帯主）氏名

印  
印

葬 祭 費 支 給 申 請 書

年 月 日

（あて先）掛川市長

住 所  
申請者（葬祭執行者）氏 名  
電話番号

次のとおり、葬祭費の支給を申請します。

被保険者証の記号番号		葬 祭 執 行 者 氏 名	
死 亡 被 保 険 者 氏 名		死亡被保険者との続柄	
死 亡 年 月 日	年 月 日	葬 祭 執 行 年 月 日	年 月 日
死 亡 の 原 因	<input type="checkbox"/> 疾病、自損事故等 ・ <input type="checkbox"/> 第三者行為（交通事故等）		
添 付 書 類	葬祭を行った事実を確認できる書類 別紙のとおり		

公金受取口座への支給希望		<input type="checkbox"/> 有（個人番号の欄を御記入ください。振込先欄記入不要） <input type="checkbox"/> 無（振込先の欄を御記入ください。個人番号欄記入不要）		
個人番号（公金受取口座を登録している者に限る。）				
振 込 先	銀 行 本 店 信用金庫 支 店 協同組合 出 張 所		種 目	口 座 番 号
	金融機関コード		店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他
	〃 〃 〃 〃 〃 〃		〃 〃 〃 〃 〃 〃	
	口座名義人 (カタカナで記入)			

（注）以下は、申請者（葬祭執行者）と異なる者の金融機関の口座に振込みを希望する場合のみ、記名押印してください。

委任者は、次の者を代理受領者として定め、葬祭費の受領を委任します。

住 所  
代理受領者 氏 名 ㊟  
電 話 番 号  
委任者（葬祭執行者）氏名 ㊟

## 附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の掛川市国民健康保険条例施行規則第 2 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。